

# 参考4 医療保険制度の財政構造表(令和2年度)

## 1. 財政構造表とは

財政構造表とは、現行の医療保険制度の下、ある年度の医療費を賄うために必要な患者負担、公費、保険料の財源を、各制度別に財政調整等を踏まえ推計したもの。

## 2. 医療保険制度の財政構造

医療保険制度の医療費の財政負担は、65歳未満、前期高齢者、後期高齢者の3つの区分で大きく構造が異なっており、財政構造表においてもこの3区分に分けて財政負担額を推計。

- ・65歳未満 … 制度間の財政調整は基本的になく各医療保険者が、公費負担分を除き、各自の医療給付費を保険料で賄っている。ただし、市町村国保の退職被保険者等の医療給付費については、退職被保険者の保険料で賄えない部分を、被用者保険が総報酬で按分して負担。
- ・前期高齢者 … 前期高齢者の多い保険者の負担を緩和するため、前期高齢者の加入率を用いて制度間の財政調整を行っており、この前期財政調整後の金額を各保険者が負担。
- ・後期高齢者 … 医療給付費の1割を後期高齢者の保険料、5割を公費、4割を被用者保険及び国保からの支援金で賄うことを基本としている。後期高齢者支援金は被用者保険及び国保が加入者数按分(被用者保険間は全面総報酬割)で負担するが、前期高齢者に係る後期高齢者支援金には前期高齢者の医療給付と同様、制度間の財政調整がある。

## 3. 留意点

### ① 医療費、医療給付費、患者負担

- ・令和2年4月～令和3年3月診療分の医療費、医療給付費及び患者負担。
- ・医療給付費は医療保険の給付費であり、公費負担医療の給付費や地方単独事業分の給付費は含まない。
- ・患者負担は、医療費から上記の医療保険給付費を控除したもの。

### ② 公費

- ・公費には、医療給付費の定率で算定される定率公費の他、高額医療費等の共同事業に対する公費、保険料軽減に対する定額公費(医療給付相当分に限る。)等も、医療給付に当てられることとなるため含まれている。
- ・市町村国保の法定外一般会計繰入は公費に含まれていない。

### ③ 所要保険料

- ・所要保険料は医療給付費から上記公費を控除して算出したもので、その年度の医療給付を賄うために必要な保険料となる。なお、市町村国保については、法定外繰入がなかった場合の保険料となる。
- ・実際の保険料は、①傷病手当金等の現金給付や事務費に当てるための保険料も含まれること、②前年度の剰余不足の繰り越しや基金などを活用して設定されること、等から財政構造表の所要保険料額と異なる。

医療保険制度の財政構造表 - 令和2年度 - (4-3ベース)

(単位：億円)

	協会健保	組合健保	日雇特例	船保	共済	被用者計	市町村国保	国保組合	国保計	特別負担調整(※)	若人計	後期高齢者	医療保険計
医療費	72,644	44,881	8	230	13,269	131,031	98,928	5,257	104,185		235,216	166,325	401,541
患者負担	15,610	9,622	2	46	2,818	28,097	15,473	1,083	16,556		44,654	13,457	58,110
給付費	57,034	35,259	6	184	10,451	102,934	83,455	4,173	87,628		190,562	152,868	343,431
給付費(前期調整対象除く)	45,205	31,800	5	137	9,984	87,130	32,284	2,872	35,157		122,287	152,868	
所要保険料(軽減後)	37,791	31,055	4	109	9,984	78,944	11,100	1,798	12,898		91,842	13,022	
公費	7,414	744	0	28		8,186	21,184	1,074	22,258		30,445	77,061	
交付金(他制度からの移転)							1		1		1	62,786	
前期財政調整対象分	25,192	16,093	1	72	4,557	45,915	19,732	1,752	21,484	88	67,487		
給付費(前期調整対象分)	11,829	3,459	2	47	467	15,804	51,171	1,301	52,472		68,275		
前期財政調整(給付費分)	13,363	12,634	-1	25	4,090	30,112	-31,439	451	-30,988	88	-788		
所要保険料(軽減後)	21,061	16,093	1	72	4,557	41,784	6,768	1,090	7,858		49,642		
公費	4,132		0			4,132	12,964	662	13,626	88	17,845		
交付金(他制度からの移転)							0		0		0		
後期高齢者支援金	21,896	21,542	9	72	7,030	50,549	11,292	1,734	13,026		63,575		
後期支援金(加入者割)			9			9	15,542	1,357	16,899		16,909		
後期支援金(総報酬割)	20,132	19,144		68	6,231	45,576	-	301	301		45,877		
前期財政調整(加入者割)			-1			-1	-4,251	48	-4,203		-4,204		
前期財政調整(総報酬割)	1,764	2,397		4	799	4,964	-	29	29		4,993		
所要保険料(軽減後)	21,896	21,542	8	72	7,030	50,548	4,653	1,174	5,827		56,374		
公費	-		1			1	6,639	561	7,200		7,200		
交付金(他制度からの移転)							0		0		0		
退職拠出金(保険料負担)	-1	2	-	-0	-0	1	-	-0	-0		1		
財政負担計	92,292	69,437	14	281	21,571	183,595	63,307	6,359	69,666	88	253,349	90,082	343,431
所要保険料(軽減後)	80,747	68,692	13	253	21,571	171,276	22,521	4,062	26,582		197,859	13,022	210,880
65歳未満	74,661	66,779	9	225	21,243	162,918	12,330	3,548	15,878		178,795		
前期高齢者	6,086	1,913	3	28	328	8,359	10,191	514	10,705		19,063		
公費	11,545	744	1	28		12,319	40,786	2,297	43,084	88	55,490	77,061	132,551
国	11,545	744	1	28		12,319	29,005	2,297	31,303	88	43,709	49,177	92,886
都道府県							9,457		9,457		9,457	15,074	24,531
市区町村							2,323		2,323		2,323	12,810	15,133
加入者数(万人)	4,029	2,877	2	12	864	7,783	2,540	272	2,812		10,595	1,807	12,402
65歳未満	3,706	2,778	1	10	851	7,346	1,415	237	1,652		8,998		
前期高齢者	324	99	0	1	13	438	1,126	34	1,160		1,598		
総報酬(億円)	964,535	917,169		3,278	298,625	2,183,607		14,422	14,422		2,198,030		
65歳未満	891,832	891,629		2,918	294,081	2,080,459		13,335	13,335		2,093,795		
前期高齢者	72,703	25,540		361	4,544	103,148		1,087	1,087		104,235		
加入者1人当たり所要保険料(万円)	20.0	23.9	8.0	21.8	25.0	22.0	8.9	14.9	9.5		18.7	7.2	17.0
所要保険料率(医療給付分)	8.4%	7.5%		7.7%	7.2%	7.8%							

(※) 「特別負担調整」には、特別負担調整において国が支払基金に対して交付する額を計上している。(全ての特別負担調整対象保険者に係る特別負担調整対象額から負担調整対象額を控除した額の総額の二分之一)